

令和 8 年度労働報酬下限額について

令和 8 年度における労働報酬下限額を定めたので、江戸川区公契約条例（平成 22 年 3 月江戸川区条例第 1 号）第 21 条第 3 項の規定により、以下のとおり告示する。なお、工事請負契約については、令和 8 年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省及び国土交通省より公表され次第、告示する。

令和 7 年 12 月 23 日

江戸川区長 斉 藤 猛



業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	1 時間当たり 1,480 円
---------	-----------------

※ ただし、江戸川区外に存する施設における指定管理協定の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、各施設が所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

以上